

雇用労働対策に関する震災から1年の歩み

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
3	11	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災発災 ○緊急災害本部発足 	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省災害対策本部設置 ○被災地のほか、帰宅困難者の発生した首都圏などで、ハローワークの庁舎等を避難民や帰宅困難者等へ開放
	12		<ul style="list-style-type: none"> ○被災した求職者及び事業主に対応するため、被災地のハローワークで、特別相談窓口の設置を指示 ○(独)雇用・能力開発機構に対して、雇用促進住宅の活用を指示 ○宮城労働局内に厚生労働省現地連絡本部設置 ○災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために一時離職した場合も雇用保険の基本手当を受給できる特例について通知 ○被災者である受給資格者については、住居所を管轄するハローワーク以外でも受給できる特例を実施
	13		<ul style="list-style-type: none"> ○「東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために休業を余儀なくされた場合、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できる特例を実施
	14	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地の物資調達に関して、国費で対応する予備費使用の閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京電力管内のハローワークに対して、計画停電に基づく17時以降の対応について指示
	15		<ul style="list-style-type: none"> ○東北電力管内のハローワークに対して、計画停電に基づく17時以降の対応について指示 ○障害者雇用納付金の納付期限延長等について(独)高齢・障害者雇用支援機構と労働局に通知 ○激甚災害指定地域に居住する受給資格者に係る失業給付の給付制限期間の短縮と個別延長給付の取扱の特例を実施(支給にあたっての応募要件を問わないとする特例)を通知
	17	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活支援特別対策本部(支援チーム)設置 ※事務局は20日に発足 	<ul style="list-style-type: none"> ○ハローワークの付属施設で、震災の影響を受けた求職者に対しては、各施設の支援対象者以外の者も支援に加えるなどの柔軟な取扱いをするよう指示 ○職業紹介事業・労働者派遣事業の許可有効期間の延長を告示 ○労働者派遣事業報告、職業紹介事業報告、労働者供給事業報告の提出期限の猶予を通知 ○各種助成金の支給申請期限の猶予を周知 ○震災等の発生に伴う雇用調整助成金の特例(生産量等の確認期間の短縮(3ヶ月→1ヶ月)、生産量減少を「見込み」でも可とすること、本来事前に提出すべき休業等実施計画届の事後提出を認める)を指示 ○キャリア形成促進助成金について、被災により事業主が実施していた職業訓練の修了が困難となった場合であっても、当該訓練に既に要した経費や賃金は助成の対象とした ○認定訓練助成事業費補助金について、被災により訓練が中止又は中断された場合であっても、当該訓練に既に要した経費は補助の対象とした ○(独)雇用・能力開発機構に対して、同機構が所有する被災地域とその周辺地域の公共職業能力開発施設及び職員宿舎跡地について、地方公共団体等からの要請があった場合には、仮設住宅用敷地等として提供するよう要請した ○被災した職業能力開発施設等において、訓練修了のため補講等による訓練期間の延長を認めるとともに、被災に伴い訓練を受講できない訓練生の受けた訓練時間が、あらかじめ定められた訓練時間の8割以上であれば、修了とみなせることにした ○緊急人材育成支援事業により実施される職業訓練(以下「基金訓練」という。)について、被災により訓練受講が困難となったが訓練が中止とならない場合には、訓練・生活支援給付の支給を行うなどの措置を講ずることとした
	18		<ul style="list-style-type: none"> ○派遣先の直接被害により派遣事業が休業した場合も、雇用保険の激甚災害法に係る休業特例の対象となることを通知 ○災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について建設業団体に要請
	19		<ul style="list-style-type: none"> ○(独)雇用・能力開発機構に対し、雇用促進住宅に、東京電力福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者も受け入れるよう要請
	21		<ul style="list-style-type: none"> ○休業票について、特例的に、地域の賃金相場等に基づき職権により作成することができること、各居住地以外を管轄する安定所でも給付手続ができること等を通知
	22	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活支援各府省連絡会議(各省次官長官会議)の発足 	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働大臣より、主要経済団体等(258団体)に対して、被災新卒者の就職活動に支障の来すことのないよう要請

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
	23		○被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金立替払制度について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うよう、関係労働局に対して指示
	24		○震災に係る離職者等に対する職業転換給付金制度の適用について、災害救助法適用地域（東京都を除く）を、職業転換給付金のうち「広域求職活動費」（遠隔地面接旅費相当）、「移転費」（転居費相当）、「訓練手当」の支給対象となる「激甚な災害を受けた地域」として指定。これにより、被災により離職を余儀なくされていた者や内定を取り消された者が、ハローワーク所長の受講指示により公共職業訓練を受講した場合に受講期間中の訓練手当を支給されることになった
	25		○被災地以外のハローワークでも、雇用維持、職業相談・職業紹介、雇用保険、各種情報提供等のきめ細かな相談援助を行うために、特別相談窓口の設置を指示 ○震災被災者に係る職業紹介について、職業紹介業務を円滑に運用するため、被災求職者の求職受理等の留意事項を整理するとともに、避難所への出張相談、合同就職面接会の実施を指示 ○被災地域等の労働局とその管内の労働基準監督署を中心に、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に対応するため、緊急相談窓口を開設
	26	○被災者等就労支援・雇用創出推進会議発足	
	28	○第一回被災者等就労支援・雇用創出推進会議の開催	○厚生労働大臣より人材派遣関係団体や主要経済団体へ派遣労働者の雇用の安定・保護について要請 ○全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、採用内定取消しを受けた学生等への相談や就職支援を実施 ○東京電力福島原子力発電所の影響により、避難指示地域及び屋内退避指示地域にある事業所が事業を休業をするに至った場合、激甚災害法の雇用保険の特例の対象となることを通知 ○建築物等の解体、改修工事、がれきの処理での労働災害防止対策の徹底を建設業界団体に要請
	29		○計画停電対象地域で電力供給事情、被災3県への応援派遣、避難者対応の全国的な拡大等の事情を考慮し、被災地外のハローワークでは、サービス提供時間の延長について縮小を可能とすることを通知 ○雇用促進住宅の取扱いについて従前平成23年9月末日としていた貸与期限を、被災者が希望すれば、6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能に改める旨整理 ○震災への対応として設けられた雇用・労働に関する様々な特例措置を一覧にまとめたリーフレットを、従業員・失業者向けと事業主向けの2種類作成し、全国のハローワーク、労働基準監督署等で配布。ホームページにも掲載
	30		○事業主が、有期契約労働者とパートタイム労働者の雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮を行うよう、厚生労働大臣から、使用者団体に対して要請 ○未払賃金立替払制度の分かりやすいリーフレットを作成し、監督署等の緊急相談窓口や避難所等での配布などによる同制度の周知を都道府県労働局に対して通知 ○東京電力福島第一及び第二原子力発電所で発生した事故に伴い避難指示等が行われた地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金立替払制度について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うよう、福島労働局に対して指示 ○被災者に対して優先的な取扱いや一定の配慮を行う「震災被災者対象求人」の確保を指示
	31	○第二回被災者等就労支援・雇用創出推進会議を開催し、基本方針を策定	○甚大な被害を受けた岩手、宮城及び福島労働局で行政需要が当面高止まりすることが予想されたことから、全国規模での応援派遣を実施する旨全労働局に通知 ○（独）雇用・能力開発機構の青森、岩手、宮城、福島と茨城センターに、職業訓練受講者や事業主等からの職業訓練や助成金の取扱い等の相談援助を行う「震災特別相談窓口」を設置

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
4	1		<ul style="list-style-type: none"> ○民間の職業紹介会社等が、避難所などで被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるようにするため、窓口ごとにパーティションで仕切りを設けること等を不要とする業務実施方法についての要件を緩和するなどの措置を講じた ○当面の職業安定行政系統の相談員の業務執行体制について、当面の間相談員の種類の大括り化で定めた大分類の業務を超えて必要な場所で必要な業務を行わせることを特例的に可能とし、緊急支援の体制構築にむけ、各労働局の裁量の余地を幅広くもたせる旨整理 ○被災地に滞在する技能実習生に対する支援策として、被災地に滞在する技能実習生を対象とするメンタルヘルスアドバイザーの特別巡回相談や実習継続希望者への技能実習の継続支援等を内容とする委託契約を締結
	2		<ul style="list-style-type: none"> ○事業所と連絡の取れない者等の雇用保険受給手続きに関して、疎明書による手続を可能とすることを通知
	4		<ul style="list-style-type: none"> ○(独)高齢・障害者雇用支援機構の地域障害者職業センターに特別相談窓口を設置 ○(独)高齢・障害者雇用支援機構にて障害者の雇用継続に必要な支援機器の被災地への優先的な貸出しを実施
	5	<p>○第三回被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、当面の緊急雇用対策として、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』の「フェーズ1」を取りまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○3月17日から実施している雇用調整助成金の特例の一部について、地域および対象事業主を拡大 ○障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給要件の緩和等(支給決定がなされていない時点で助成対象施設・設備が崩壊し使用不能になった場合にも、支給対象とする特例など)を決定 ○被災県での実習型雇用の実施を促進するため、基金訓練修了者以外の者も実習型雇用の対象として差し支えないとする対象要件の緩和を実施 ○被災者向けの特別訓練コースの修了後の他の職業訓練受講、他の公共職業訓練修了後の特別訓練コース受講の取扱いについて指示 ○被災離職者の再就職を促進するため、機動的な職業訓練の拡充・実施、あっせん特例、職業転換給付金制度等の適用を指示 ○被災求職者の雇入れに積極的な求人事業所に関してマスコミ等の報道があった場合、ハローワークから求人開拓の取組みを徹底するよう指示 ○被災3県のハローワークで、平日夜間、土日及び祝祭日を開庁し、サービス提供時間の拡大を図るとともに、土日及び祝祭日には労働基準監督署職員もハローワークに出張し相談対応を行うよう通知 ○被災地や被災地以外のハローワークで、農林漁業者に対する広域職業紹介を実施するよう指示 ○震災に伴う雇用創出基金事業の要件緩和を実施し、重点分野雇用創造事業に「震災対応分野」を追加 ○訓練定員の拡充や被災した方向けの特別コースの設定など、被災地や被災した方の受入先等で公共職業訓練(建設関連分野など)を機動的に拡充・実施 ○東日本大震災に伴う未払賃金の立替払についてのQ&Aを作成し、同制度の周知を都道府県労働局に対して通知
	6		<ul style="list-style-type: none"> ○地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)実施団体に対して、①避難を余儀なくされているサポステの利用者に対して出張相談や電話、メールを活用した相談等、地域の実情に応じた支援を実施すること、②遠隔地への避難により従来の居住地を管轄するサポステへの通所が困難な利用者が別のサポステの利用を希望する場合に、当該利用者の支援内容の引継等の連携を実施することを要請。 ○被災地の卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金(3年以内既卒者トライアル雇用奨励金、3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金)の支給金額の拡充・要件緩和を実施。
	7		<ul style="list-style-type: none"> ○震災による公共職業訓練等が実施困難となった場合、当初の訓練期間を限度に、訓練延長給付を支給する取り扱いなどを通知 ○基金訓練について、被災により訓練が中止となった場合には、当初予定されていた訓練期間を限度として訓練・生活支援給付を支給することにした。 ○震災により訓練手当を受給していた求職者が公共職業訓練等を継続して受講できなくなり、ハローワークが他の訓練等を受講するよう受講指示の変更を行うおうとする場合に、他の訓練等の受講を開始するまでの間は、当初予定されていた訓練期間を限度として、訓練手当を受給することができるよう取扱いを変更
	8		<ul style="list-style-type: none"> ○「日本はひとつ」しごと協議会の開催に当たっての留意事項について指示 都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体が参集する「日本はひとつ」しごと協議会を、地元の事情に配慮しつつ、被災県ごとに設置し地域レベルで合意し推進することにした ○厚生労働大臣から人材派遣関係団体等に、被災した派遣労働者等に対して求人募集企業とのマッチング等について積極的に行うよう要請 ○労働者派遣事業適正運営協力員に対して派遣元・派遣先事業所での「派遣切り」防止のための相談等を依頼するよう指示

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
	9		○地震、津波等の影響雅大きい地域の被災者が、事業主と連絡が取れない場合等の雇用保険関係手続き(適用関係)を疎明書により対応する旨整理
	11		○被災新卒者の就職活動に支障の来すことのないよう、主要経済団体等に要請を行うとともに、内定取消し者等に対する就職支援等を実施 ○水産庁から提供された漁業分野に関連する求人情報を、被災地及び被災者が多く避難しているハローワークや避難所に提供し、職業相談・職業紹介を適切に対応するよう指示 ○平成23年度技能検定試験について、天災その他やむを得ない事由に応じて、都道府県で受検申請期間、実技試験の実施期間等を延長して差し支えないことにする旨、都道府県知事宛通達を发出 ○厚生労働大臣が主要経済団体に対して、労働者の雇用維持や被災者の雇入れ等雇用問題への配慮を図っていただくよう要請
	13		○震災の影響で基金訓練又は公共職業訓練が中止となった場合の訓練・生活支援給付を適切に対応するようハローワークに対し指示 ○震災に伴う雇用調整助成金の支給申請手続きの特例措置を実施し、臨時支給申請書により添付書類を代替することを可能とした(23年9月16日まで) ○緊急雇用創出事業の活用により、学校教育の再開等に資する事業を実施することが可能である旨周知
	15		○雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットの第2版を作成し(第1版は3月29日作成)、全国のハローワーク、労働基準監督署等で配布。ホームページにも掲載 ○公共職業訓練の運用について、被災した公共職業能力開発施設から、カリキュラムの同一性がある他の公共職業能力開発施設の訓練科に転校させることができる旨明示するとともに、被災した公共職業能力開発施設において一定の要件を満たした場合には訓練を修了したのものとしても差し支えないとする旨示した ○厚生労働大臣が主要経済団体に対して、労働者の雇用維持や被災者の雇入れ等雇用問題への配慮を図っていただくよう要請
	18		○雇用創出基金事業について、被災求職者を活用し、専修学校教育の場や就職支援活動での事業の実施が可能であることを周知 ○未払賃金立替払制度の手続きのわかりやすいリーフレットを作成し、同制度の申請を促進するよう都道府県労働局に対して通知
	20		○全国農業会議所・全国新規就農相談センターから提供された農業分野に関連する求人情報一覧を被災地及び被災者が多く避難しているハローワークや避難所に提供し、職業相談・職業紹介を適切に対応するよう依頼
	22		○東京電力福島第一原子力発電所の事故により計画的避難区域等が設定されたことを踏まえ、計画的避難区域等とされた地域にある事業所が休業するに至った場合は、「雇用調整助成金」「雇用保険の特例措置」の対象となることを通知 ○「日本はひとつ」しごと協議会等で収集した情報を活用した求人開拓の積極的な実施について指示 ○重点分野雇用創出事業の活用により、被災地等で保健医療提供体制の確保を図ることが可能である旨周知 ○休業中の事業所でのボランティア(自発的・無報酬の労務の提供)を行った日は、雇用保険制度で失業の認定ができることを明確化し通知 ○今後のがれき処理事業の本格化に向けて、労働災害防止対策のQ&A、安全に作業を進めるための注意点をまとめたリーフレットなどを、都道府県労働局、被災地の労働基準監督署等で配付するとともに、安全衛生パトロールを実施 ○東京電力福島第一及び第二原子力発電所で発生した事故に伴い警戒区域等が設定された地域(屋内退避区域が解除された地域を含む。)の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金立替払制度について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うよう、福島労働局に対して指示
	26		○職業安定局長から、派遣労働者を受け入れている派遣先関係団体(約240団体)に対して、労働者派遣契約の中途解除を行う場合、契約の規定等に基づき適切な補償をすること、節電の影響で操業の一時停止をする時でも、派遣労働者の雇用の安定とその保護のために配慮することを要請 ○東日本大震災の影響により部分開庁をしていたハローワーク相双について、全面開庁
	27	○第五回被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、補正予算、法律措置などによる総合的な対策として、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』の「フェーズ2」を取りまとめ	○重点分野雇用創出事業の活用により、被災者支援社会的包摂事業モデルに沿った取組を実施することが可能である旨周知
	28		○重点分野雇用創出事業の活用により、被災地等での福祉サービスの提供体制の確保に資する事業を実施することが可能である旨周知 ○首都圏で就職活動を行う被災地域の学生・生徒(3年以内の既卒者を含む)の皆様に、(独)国立青少年教育振興機構及び(独)労働政策研究・研修機構の協力により、宿泊施設を無料で提供

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
5	2	<p>○「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」成立</p> <p>○第一次補正予算成立(4兆153億円)</p>	<p>○重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、「震災対応事業」を実施</p> <p>○雇用調整助成金について、対象をさらに拡大するとともに対象労働者や支給限度日数についての特例措置を実施</p> <p>○被災者を雇い入れた企業に助成金を支給する被災者雇用開発助成金の創設</p> <p>○被災学生等に対する各種の対策を実施するために必要なジョブサポーターを増員し、被災学生のための求人開拓を実施するとともに、高校・大学等と連携し、高校・大学等や避難所等への出張相談を実施。また、拡充した奨励金を活用し、ハローワークの全国ネットワークを活かした求人開拓を実施</p> <p>○都内の事業所等で被災学生に配慮する事業主による「被災学生等支援就職面接会」を開催。事業主に被災学生への特別な配慮(寮への即入居、入社一時金の支給等)を求めると共に、被災学生に交通費や宿泊費負担が生じない「就活バスツアー」を開催</p> <p>○就職支援ナビゲーターや求人開拓推進員を増員し避難所への出張相談、求人開拓、合同就職面接会等の一層の効果的実施及び障害者に対する出張相談に当たっての留意事項等を指示</p> <p>○「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の公布・施行により、震災により休業及び離職を余儀なくされた方の給付日数について原則60日の個別延長給付を更に60日分延長する特例措置を実施</p> <p>○雇用・能力開発機構の行う学卒者訓練及び在職者訓練の受講料等を免除することにした</p> <p>○被災した公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の早期復旧を図るため、被災した施設・設備に対する都道府県への国庫補助率の引き上げを行った</p> <p>○被災した公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の早期復旧を図るため、被災した施設・設備の修繕等を行う場合の補助対象経費の下限の引き下げを行った</p> <p>○被災地域で、建設設備、ビル設備等の復旧・復興に必要な知識及び技能の習得を目的とした職業訓練(施設内訓練)について、被災地域の離職者等を対象とした職業訓練コースを拡充して実施</p> <p>○労働保険料等の免除の特例等を定めた「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等が公布・施行、同日付で都道府県労働局あて通知するとともに、詳細な取扱いについて都道府県労働局あて通知(5月9日、5月20日一部改正)及び関係団体に周知依頼(5月2日、5月20日)</p> <p>○未払賃金の立替払の原資となる補助金を増額(独立行政法人労働者健康福祉機構へ5月18日に交付)</p>
	9		<p>障害者雇用調整金等の申請期限を延長する旨を(独)高齢・障害者雇用支援機構及び労働局あて通知</p>
	13		<p>○国土交通省から提供された造船関連事業所の求人情報一覧を、被災地及び被災者が多く避難しているハローワークや避難所に提供し、職業相談・職業紹介を適切に対応するよう指示</p> <p>○東京電力、主要経済団体、人材ビジネス事業者団体に対し労働者の募集や求人の申込、労働契約の締結に当たって、労働条件等の適切な明示をすることを要請</p>
	19		<p>○被災地のハローワーク利用者が、県外求人の検索が容易となるよう、求人情報提供端末における表示や求人票等の掲示について必要な措置を講じるよう指示</p>
	20		<p>○福島第一原子力発電所の緊急作業に係る求人の受理に当たって、労働者の健康管理規定等、確認すべき事項について指示</p> <p>○労働保険料等の免除の特例について、免除の要件や申請方法を記した事業主向けリーフレット等を作成</p>
	23		<p>○原子力発電所事故に伴う福島県での雇用機会の拡大及び経営支援等への取組みについて、経済産業省、厚生労働省及び福島県が連携して施策を実施することを確認</p> <p>○雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットの第3版を作成し、全国のハローワーク、労働基準監督署等で配布。ホームページにも掲載</p>
	24	<p>○「日本はひとつ」しごとプロジェクトのシンボルマークを厚生労働大臣から公表</p>	<p>○雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給にあたり、被災地の地域貢献等に寄与する活動を、教育訓練とみなす特例を整理</p>
	26		<p>○雇用創出の際の雇用の質(労働条件、安全衛生など)への配慮について被災者等就労支援・雇用創出推進会議メンバーに対し、座長である小宮山副大臣から文書で要請。地域レベルでもしごと協議会関係者に要請</p> <p>○被災3県のサービス提供時間の拡大の通知に基づく対応について、6月以降、各ハローワークの利用状況に鑑み体制を縮小、土曜日に開庁を継続する仙台所に、労働基準監督署職員が出張し、休日労働相談対応を継続するよう通知</p>

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
	27		<ul style="list-style-type: none"> ○6月は失業者の自殺が多い月であると言われていたことから、ハローワークを中心に、求職者の心の健康に係る配慮や各種事業の周知を行うよう指示 ○基金訓練について、被災地で発生しているがれき処理等に必要人材を育成するため、車両系建設機械運転技能講習等を実施する特別訓練コースの設定を奨励するとともに、基金訓練の受講要件や訓練・生活支援給付の給付要件の緩和等を実施 ○災害復旧工事の労働災害防止対策の徹底について、梅雨入り以降特に懸念される事項を、建設業団体に要請
6	3		<ul style="list-style-type: none"> ○重点分野雇用創造事業に関して、被災県に対して、事業コーディネータ、人事労務管理者などの配置が可能である旨の更なる活用方法を提示 ○厚生労働省から建設業界内での設置を要請していた「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」会合が開催
	6		○首都圏の労働局・ハローワークが開催する高校生向け企業説明会に、被災地の高校進路指導担当に出席してもらい、企業に対し自校のアピールを実施
	7		○日本商工会議所から震災被災者を対象とした求人確保を要請を受け、商工会議所からハローワークに震災被災者対象求人を情報提供し、ハローワークから商工会議所にその結果をフィードバックすることを実施
	8		○震災に係る未支給失業者等給付について、遺族が避難している場合には他の安定所で支給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能とすること等を通知
	10		<ul style="list-style-type: none"> ○自治体発注事業に係る求人の確保、受注企業情報の入手、受注企業への求人開拓、積極的な職業紹介を指示 ○労働者の被災地でボランティア活動への参加を促すため、ボランティア休暇制度の整備等について要請
	13		○震災により被災して行方不明となった受給資格者等の生死が平成23年3月11日の翌日から起算して3カ月間確認できない場合、未支給失業等給付について、この受給資格者等が死亡したものと推定して遺族が請求を行うことができることを通知
	21		<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災及び節電対策に伴う事業所内保育施設設置・運営等助成金の取扱いについて支給要領上の要件を一時的に満たさない場合であっても、弾力的取扱をするよう指示 ○緊急人材育成支援事業(震災対応)の周知のため、周知用のリーフレットを作成し、ハローワークで配付
	24	○復興基本法施行	<ul style="list-style-type: none"> ○震災対策特別訓練コース等における募集期間等に係る留意事項について指示 ○「日本はひとつ」しごとプロジェクトシンボルマークの決定について周知
	25	○東日本大震災復興構想会議で「復興への提言～悲惨のなかの希望」を決定、菅総理に手交	
	27		<ul style="list-style-type: none"> ○被災3県のサービス提供時間の拡大の通知に基づく対応について、7月以降も仙台所の土曜日開庁を継続、ただし、労働基準監督署職員の出張労働相談対応は行わないことにする旨通知 ○成長分野等人材育成支援事業について、被災者雇用開発助成金が助成対象としていない制度創設前に雇い入れられた被災者、震災前と同一の事業所に再雇用された被災者、を雇用している事業主への支援策として措置
	28	○東日本大震災復興対策本部(第1回)開催、菅総理から7月中の基本方針策定が指示	
	30		<ul style="list-style-type: none"> ○今夏の電力使用制限に伴う雇用調整助成金等の取扱いの明確化(電力抑制への自主的協力分は対象外、その他の経済上の事情は対象となることを整理) ○重点分野雇用創造事業による就労と雇用保険の失業給付期間との関係を整理し、重点分野雇用創造事業のさらなる活用を周知
7	1		<ul style="list-style-type: none"> ○東京電力福島第一原子力発電所の事故により特定避難勧奨地点とされた地域にある事業所が休業するに至った場合は「雇用保険の特例措置」及び「雇用調整助成金」の対象となることを通知 ○安全衛生に関する専門的支援の拠点を被災3県に開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施
	5		○雇用創出基金事業の活用による被災地等で高齢者の雇用・就業機会の確保に資する事業の実施について周知
	6		○「東日本大震災復旧・復興講義安全衛生推進本部」第2回会合を開催し、被災地域ごとの安全衛生協議体制の構築、中小企業で安全衛生教育を徹底するための具体的方策について検討
	8		○震災により被災された勤労者が住宅の取得、補修のために財形持家融資を新たに受ける場合に貸付金利の引き下げ等を行う特例貸付を実施し、(独)雇用・能力開発機構のHPに公表

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
	19		○重点分野雇用創造事業の活用により、被災自治体での衛生面や環境面への対処に係る取組みに活用することが可能である旨通知
	22	○第六回被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、復興構想会議提言を踏まえた、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』の「フェーズ3」の進め方等について議論	
	25	○第二次補正予算成立(1兆9,988億円)	○被災3県のサービス提供時間の拡大の通知に基づく対応について、8月以降、土曜日開庁を継続していた仙台所について、震災前の対応に戻すこととして差し支えない旨通知 ○建設業団体に対し、震災に伴う復旧・復興工事の実施に当たって、建設業務の労働者派遣が禁止されていることなどから労働者派遣法の遵守に向けて周知啓発を要請 ○重点分野雇用創造事業の事業実施期間を、平成23年度末から、平成24年度末までに延長 ○求職者支援訓練の認定基準等を定める省令を公布。附則で、平成24年3月31日までに開始される訓練については、東日本大震災により被災した青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県で、車両系建設機械の運転技能等を習得するための震災対策特別訓練コースの設定を可能とした
	26		○成長分野等人材育成支援事業について、被災者雇用開発助成金が助成対象としていない制度創設前に雇い入れられた被災者及び震災前と同一の事業所に再雇用された被災者を雇用している事業主への支援策として措置
	29	○「東日本大震災からの復興の基本方針」決定	○厚生労働大臣、文部科学大臣から、主要経済団体及び業界団体257団体へ採用枠の拡大や追加求人提出、応募書類の一部を記載できない場合も、不利益な取扱いを受けないよう配慮することを要請 ○被災地の生徒の就職希望地・職種を調査し、これに基づいた求人開拓を8月に集中的に実施し、全国で就職機会を確保
8	5		○重点分野雇用創造事業(震災対応事業)で賃金等の支払い方法について月払いだけでなく、日払い等が可能である旨周知
	17		○新規追加された特定被災区域の労働保険料等の免除の特例について、平成23年3月1日に遡及して適用されることを都道府県労働局に通知するとともに、関係団体に周知を依頼
	26	○第七回被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、本格的な雇用復興に向け、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』の「フェーズ3」骨子を策定	
	30		○地方自治体が発注する災害廃棄物処理に関し、発注者として行うべき作業者の安全衛生面への配慮等について、環境省と連名で関係12道県に要請するとともに、関係12道県の労働局あて通知 ○8月30日に取りまとめられた「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和等について」の中で、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置が一部地域において前倒しで終了することを労働局に周知すると同時に、引き続き適切な相談対応を実施するよう通知
	31		○災害復旧工事での労働災害防止対策の徹底について、今後、集中的に実施される「地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事」で懸念される対策について、建設業団体に要請
9	5		○「東日本大震災復旧・復興講じ安全衛生推進本部」第3回会合を開催し、被災地での復旧・復興事業での連絡会議の設置・運営等について検討
	14		○平成25年3月31日までに、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)で開始を予定している求職者支援訓練の認定基準のうち、教室の面積基準等の施設及び設備に係る要件の一部弾力的運用を認めた
	22		○震災による被害等により公共職業訓練等の受講が困難であった雇用保険受給資格者についてはその残日数にかかわらず受講指示の対象となり得ること等を通知
	26		○離職者等が生じた地域にある農協及び漁協に訪問し、全国農業会議所・全国新規就農相談センター及び水産庁から提供された求人情報の提供や離職者状況を把握するなど連携を取るよう指示
	28		○雇用保険法第25条第1項の規定に基づき広域延長給付の措置を決定。被災3県の沿岸地域等を対象地域として指定することを告示し、こうした地域に居住し、広域的な求職も視野に入れた活動を行う求職者の給付日数を90日分延長する措置を実施
	30		○緊急時避難準備区域の解除後も雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金の対象となることを通知 ○緊急時避難準備区域が9月30日に解除されたことに伴い、免除の要件に係る緊急時避難準備区域の取扱いについて、都道府県労働局あて通知するとともに、関係団体に周知を依頼

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
10	1		○雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の場合に訓練期間中に給付金を支給し、ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、早期の就職を支援する、求職者支援制度を創設
	4		○震災の被災地でがれき処理等、がれき撤去等のボランティアを行った場合の失業認定の基準について通知
	21		○今後、「まちづくり」の本格化に伴い、工事エリアごとに関係者が安全衛生対策を協議するための組織、連絡会議の設置を岩手、宮城、福島県の3労働局に対して指示 ○雇用創出基金事業の活用により、健康生活サポーター（仮称）の養成や健康生活サポーター（仮称）を活用した生活不活発病対策の実施が可能である旨周知
	25	○第八回被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、本格的な雇用復興に向けた予算措置等として、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』の「フェーズ3」を取りまとめ	
11	21	○第三次補正予算成立（1兆7,335億円）	○「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3を踏まえた取組について指示し、その中で「日本はひとつ」しごと協議会の開催に当たったの留意事項について通知 ○求人開拓推進員を増員し、求人開拓の更なる積極的な実施について指示 ○被災者を対象とした訓練規模の拡大に伴い、就職支援ナビゲーターを増員し、訓練修了者に対する就職支援の強化を指示 ○被災地の障害者就業・生活支援センターについて、きめ細かな就業支援等を行うために、就業支援担当者の追加配置や事務補助員の配置を行う ○被災地の「地域障害者職業センター」について、支援体制を強化し、障害者や事業主への支援の充実を図るため、岩手、宮城、福島の各センターのジョブコーチを増員、宮城のセンターについては、評価アシスタントを増員 ○重点分野雇用創造事業を積み増し、「雇用復興推進事業」、「震災等緊急雇用対応事業」を実施 ○被災者雇用開発助成金について、対象者を10人以上雇い入れた場合の上乗せを実施 ○被災地の復旧・復興や、今後、雇用が見込まれる環境・エネルギー分野等の成長分野の人材育成を進めるとともに、急速な円高による雇用への影響も考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練規模等の拡充を行い、各都道府県等に対して、訓練の追加設定を要請 ○震災被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、受講料や住居費の一部を助成できるよう、成長分野等人材育成支援事業で措置 ○既に配置している岩手、宮城、福島労働局の労働基準相談員を増員するとともに、新たに東北電力管内の労働基準監督署に労働基準相談員を配置し、相談・援助対策を整備
	22		○復興工事に従事する際に技能習得等のための教育訓練について、職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会富士教育訓練センターと協力・連携を図る旨指示 ○長期失業者等総合支援事業を2月支援開始で事業実施。ハローワークでリーフレット配付により求職者に周知
	24		○被災地の障害者の雇用確保及び雇用継続を図るため、実習型雇用支援事業の対象となる被災地の障害者について正規雇用奨励金を拡充する旨通知 ○被災学生等に対する各種の対策を実施するために必要なジョブサポーターを増員するとともに、被災新卒者を受け入れる事業主を対象に就職面接会を継続的に開催。中小企業庁の開催する就職面接会についても、ハローワークで周知 ○農林業等就職促進支援事業の拡充について通知 ○被災者雇用開発助成金について、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して奨励金を上乗せする措置を実施 ○被災地で実施する農漁業者雇用支援事業の実施要領及び本事業で支給される農漁業者雇用支援奨励金の併給調整の対象となる各助成金等の要領改正を通知 被災地の事業主が能力開発を行う場合や、震災の影響に加え急速な円高の影響を受けた中小企業事業主が新たな事業展開に資する能力開発を行う場合に、キャリア形成促進助成金の助成率の引き上げ等を行うよう、雇用保険法施行規則を改正
	30	○復興財源確保法成立	
12	7	○東日本大震災災害復興特別区域法成立	
	9	○復興庁設置法成立	

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
	12		○雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了になることから、認定日を活用した集中的な就職支援の実施等について被災3県のハローワークに指示
	19		○事業復興型雇用創出事業の対象産業施策となる国の政策について周知(随時更新) ○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則を改正し、求職者支援訓練の震災対策特別訓練コースの開始期限を平成25年3月31日までに延長。また、被災3県で平成25年3月31日までに開始した求職者支援訓練の実績について、次回以降の求職者支援訓練の認定審査基準の特例措置を設定
1	1		○第3次補正予算で措置された臨時増員により、24年1月1日付けで福島局の労働基準監督署に2人、ハローワークに20人、合計22人を配置
	6		○雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了し、生活困窮状態に陥った方々が適切に就労の場を得られるよう地方自治体に対してハローワーク等との連携強化等の対応を求めた通知を指示
	10		○12月12日発出の「雇用保険の支給残日数が少なくなった者に対する就職支援の徹底について」を被災3県以外のハローワークでも周知し、併せて雇用保険の受給終了者の就職状況等の報告を指示
	13		○雇用保険受給終了者に対し、雇用創出基金事業を活用するなど適切な配慮を行うよう被災県に対し依頼
	20	○第九回被災者等就労支援・雇用創出推進会議「『日本はひとつ』しごとプロジェクト』のこれまでの進捗状況を網羅的に整理	
	23		○生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業を活用し、男女共同参画の促進する事業を実施することが可能であることを周知
2	3		○雇用創出基金事業を活用し、女性が活躍できる事業の実施等、地域の求職ニーズに応じた事業の実施を依頼
	10	○復興庁開庁	
	22		○新規追加された特定被災地域の労働保険料等の免除の特例について、平成23年3月1日に訴求して適用されることを都道府県労働局に通知するとともに、関係団体に周知を依頼 ○労働保険料等の免除を受けている事業主に対し、労働保険料等の免除の特例措置が平成24年2月で終了する旨のハガキを送付
3	7		○「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令」により、休業中も雇用保険の基本手当を受給できる特例の期限を9月30日まで延長

(参考)

- ・復興庁第一回復興推進会議(平成24年2月4日開催)資料
- ・「被災者生活支援チーム対策の経過(事務記録)(未定稿)」(復興庁HP掲載資料)